

令和5年6月15日
自 動 車 局

阪急バスの前回の審理においてご質問いただきました事項について、以下のとおり回答いたします。

〔ご質問〕

「運送費に占める人件費の割合」が同一事業者の申請において異なる原因は。

〔回答〕

- ・ 「運送費に占める人件費の割合」は、人件費を、営業外費用を除いた運送費で除した数値となります。
- ・ この運送費のうち、大阪ブロックにおいては計上がない「運行委託料」について、兵庫ブロックでは一定の計上があることから、「運送費に占める人件費の割合」は兵庫ブロックより大阪ブロックの方が高くなります。
- ・ この「運行委託」は、阪急バスが唐櫃^{からと}営業所（兵庫県）の運行業務を神鉄バスに委託するものであり、2003年以降、神戸電鉄沿線における安定的なバス輸送サービスの提供を目的として、神鉄バスの同営業所を阪急バスに移管の上、その運行業務を神鉄バスに委託して経営の効率化を図っているものです。

○ 委託概要（R3年度末時点）

| | |
|----------------|-------------------|
| 委託事業者 | 阪急バス |
| 受託事業者 | 神鉄バス |
| 委託営業所 | 唐櫃営業所 |
| 委託開始日 | 2003(H15)年10月1日 |
| 委託キロ程 | 44.497km |
| 委託系統数 | 18系統 |
| 委託車両数 | 30両 |
| 従業員数 (神鉄バス) | 管理者 3人 運転士 44人 |

○ 位置図

